

半田市日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の評価等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月厚生労働省令第171号）第213条の10の規定により、日中サービス支援型共同生活援助の事業を行う者（以下「指定事業者」という。）が半田市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に対し、定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、評価を受けること等について、必要な事項を定めるものとする。

(事前評価)

第2条 日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者（以下「事業実施予定者」という。）は、当該事業を開始する前に、協議会に対し、運営方針、活動内容等を説明し、協議会における評価を受けるものとする。

(事前評価の手続)

第3条 事業実施予定者は、別に定める期日までに、評価依頼書（様式第1号）に必要な書類を添付し、協議会に提出するものとする。

2 事業実施予定者は、協議会へ事業の運営方針、活動内容等について説明を行い、協議会から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴くものとする。

3 事業実施予定者は、事業を開始する前に、協議会の評価内容等及びそれに対する対応について、協議会からの評価等に関する報告書（様式第2号）を半田市長に提出するものとする。

4 事業実施予定者は、事業を開始する前に協議会において説明した内容に変更が生じたときは速やかに市長に報告するものとする。

(定期報告)

第4条 指定事業者は、年に1回以上、協議会に対し、事業の実施状況等を報告し、協議会から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴くものとする。

(定期報告の手続)

第5条 指定事業者は、別に定める期日までに、実施状況等報告書（様式第3号）に必要な書類を添付し、協議会に提出するものとする。

- 2 指定事業者は、協議会へ事業の運営方針、活動内容等について説明を行い、協議会から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴くものとする。
- 3 指定事業者は、協議会の評価内容等及びそれに対する対応について、協議会からの評価等に関する報告書（様式第2号）を半田市長に提出するものとする。
- 4 指定事業者は、協議会における評価を尊重し、当該事業の質の向上に努めるものとする。

（記録の保管等）

第6条 指定事業者は、協議会における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備し、評価実施の翌年度から5年間保存しなければならない。

- 2 指定事業者は、個人情報の保護に留意しつつ、前項に規定する記録及び事業の運営状況を積極的に公表するものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年1月26日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

評価依頼書

年 月 日

半田市障がい者自立支援協議会長 様

（依頼者）

所在地

法人名

代表者職氏名

下記のとおり、日中サービス支援型指定共同生活援助を実施するにあたり、貴協議会の評価等を受けたいので、関係書類を添付して提出します。

記

1 事業所名（予定）

2 事業所所在地（予定）

3 事業の開始予定年月日

（添付書類）

- ・日中サービス支援型共同生活援助事業所評価調書
- ・面積や設備等が分かる図面
- ・利用者（入所者）又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- ・虐待防止及び身体拘束等の適正化のために講ずる措置の概要
- ・サービスの内容等に関する資料
- ・日中サービス支援型共同生活援助事業所の1日の活動スケジュールモデル（利用者・従業員）

担当者氏名

連絡先

様式第2号（第3条、第5条関係）

協議会からの評価等に関する報告書

年 月 日

半田市長 様

所 在 地
法 人 名
代表者職氏名

下記のとおり、半田市障がい者自立支援協議会からの評価内容等について、関係書類を添付して報告します。

記

- 1 事業所名
- 2 事業所所在地
- 3 事業の開始予定年月日

(添付書類)

- ・評価シート
- ・協議会による評価等に対する対応等に係る資料

担当者氏名
連絡先

様式第3号（第5条関係）

実施状況等報告書

年 月 日

半田市障がい者自立支援協議会長 様

所在地
法人名
代表者職氏名

下記のとおり、日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等について、関係書類を添付して報告します。

記

- 1 事業所名
- 2 事業所所在地
- 3 指定（変更）年月日

（添付書類）

- ・日中サービス支援型共同生活援助事業所評価調書
- ・面積や設備等が分かる図面
- ・利用者（入所者）又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- ・虐待防止及び身体拘束等の適正化のために講ずる措置の概要
- ・サービスの内容等に関する資料

担当者氏名
連絡先